

補 助 金 概 要 調 書

補 助 金 名	中小企業振興資金信用保証料補助金			
所 管 部 課	経済部商工課 (TEL 23 - 5219(直通))			
補 助 対 象 者	鳥取県信用保証協会			
補 助 開 始 年 度	平成16年度			
交 付 目 的	市内中小企業者が、本市と金融機関で協調して実施している制度融資を借り入れた際の債務について、鳥取県信用保証協会(以下「保証協会」という。)の信用保証を受ける際に支払う信用保証料の負担軽減を目的とする。			
補 助 金 額 と 過 去 の 補 助 実 績 ()は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	3,099千円 (3,099)千円	2,145千円 (2,145)千円	2,380千円 (2,380)千円	1,273千円 (1,273)千円
補 助 事 業 の 内 容	保証料率の低減(基本料率 1.1% 本市制度料率 0.8%)を行う保証協会の減収相当額の補填。			
補 助 事 業 に 係 る 経 費	補助事業の全体経費		1,273 千円	
	内補助対象経費		1,273 千円	
	補助対象経費の内訳		保証協会減収相当額 1,273千円	
補 助 金 額 の 算 出 方 法	補助率、補助額の考え方		基本料率で算定した保証料額と、本市制度融資に関して協会が徴収した保証料額を差し引いて得た保証協会の減収相当額以下	
	限 度 額		無	
補 助 金 の 財 源 等	市単独	一般財源 特定財源 ()		
	国県等 協調	直接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
		間接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
補 助 事 業 の 効 果 及 び 効 果 の 検 証 方 法 等	本市制度融資に係る信用保証料を低く抑えることができ、市内中小企業者の資金繰りの円滑化が図られる。 本補助金の交付が中小企業者の保証料負担の軽減という直接的な効果を生み出している。			
終 期 の 設 定 (例外を適用する場合には その理由等)	県の制度融資に係る保証料は保証協会に対して県が同様に補助することで保証料低減を図っている。また、県内他市も、独自に設置している制度については同様の補助制度を設けている。			
そ の 他 参 考 事 項 (過去の見直しの経過等)	19年度以降、本市単独の制度融資を休止しており、新規の補助対象が発生しておらず、継続分が返済とともに減少していく。			